

設計図書の有償頒布に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島市水道局が一般競争入札又は公募型指名競争入札により発注する建設工事及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託(以下「入札対象工事等」という。)の入札に際し、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)の有償頒布を行うにあたり、その事務取り扱いに関し必要な事項を定める。

(有償頒布の対象)

第2条 有償頒布は、入札対象工事等の入札に参加を希望するもの(以下「入札参加希望者」という。)を対象とする。

(有償頒布の内容)

第3条 有償頒布する設計図書は、設計図書の写しとする。

(有償頒布の方法)

第4条 有償頒布の方法は、徳島市水道局が指定する販売店(以下「販売店」という。)での購入によるものとし、購入代金は、入札参加希望者の負担とする。

2 前項の購入代金は、別途徳島市水道局と販売店との契約により決定する。

3 有償頒布の期間は、原則として入札しようとする入札対象工事等の公告の日又は発注情報開示の日から入札参加申請締切日の前日までの販売店の営業時間内とする。

4 入札参加希望者は、設計図書の購入に際しては、設計図書購入申込書に工事名、入札参加希望者の名称等の必要事項を記入の上、販売店に提出しなければならない。

5 販売店は、設計図書を販売したときは、設計図書購入確認票に確認印を押印し、当該入札参加希望者に交付するものとする。

(設計図書購入確認票の提出)

第5条 入札対象工事等の入札に参加するものは、徳島市水道局から設計図書の購入の証明として、設計図書購入確認票の写しを持参、郵送、ファックス等公告又は発注情報開示により指定した方法で提出を求められた場合、徳島市水道局総務課契約係へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設計図書を購入していないものは、当該入札対象工事等の入札に参加できないものとする。

(設計図書購入申込書の送付)

第6条 販売店は、第4条第4項の規定により提出された設計図書購入申込書を、当該入札対象工事等に係る設計図書の返却時に、徳島市水道局総務課契約係に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から実施する。